

業務及び財産の状況に関する説明書類

第20期 2023年1月1日から2023年12月31日まで

2024年2月28日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 あおい監査法人

所在地 東京都港区赤坂 3-11-15 VORT 赤坂見附 2階

統括代表社員 恵良 健太郎

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

①監査法人の目的

財務書類の監査又は証明の業務

②監査法人の沿革

- i 2004年4月22日 ロイヤル公認会計士共同事務所の構成員5名でロイヤル監査法人を設立いたしました。
- ii 2007年8月31日 従たる事務所である東京事務所及び埼玉事務所を廃止いたしました。
- iii 2010年7月21日 従たる事務所である青森事務所を廃止いたしました。
- iv 2013年4月 1日 従たる事務所である東京事務所を設置いたしました。
- v 2021年6月22日 主たる事務所を廃止し、従来の従たる事務所である東京事務所を主たる事務所といたしました。
- vi 2022年8月31日 監査法人名をあおい監査法人に名称変更いたしました。また、松山事務所を新たに開設いたしました。
- vii 2022年10月27日 東京事務所を、東京都港区赤坂 3-11-15 VORT 赤坂見附 2階に移転いたしました。

2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3．業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務

金融商品取引法監査、会社法監査
非監査証明業務
財務調査、財務相談

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

※2023年12月31日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4社	2社
② 金商法監査	0	—
③ 会社法監査	1	—
④ 学校法人監査	8	—
⑤ 労働組合監査	2	—
⑥ その他の法定監査	2	—
⑦ その他の任意監査	5	—
計	22	2

(4) 非監査証明業務の状況

① 財務調査業務 5社

② 会計処理等の助言 4社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

監査業務を適切に遂行することによる社会貢献や法令遵守に関する措置を含む経営の基本方針及び品質管理基準の整備といった経営管理に関する措置を適切に整備・運営することにより業務の執行の適正を確保しております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

I. 業務の品質の管理の方針の策定

① 独立性の保持のための方針の策定

i. 職業倫理

職業倫理は、倫理規則等において規定され、職業的専門家としての倫理に関する基本原則を遵守すること等を定めております。

ii. 独立性

独立性に対する脅威と適切な措置に関する包括的な指針について規定している倫理規則を遵守すること等を定めております。

また、必要に応じて監査実施者に対し独立性の教育を実施すること等を定めております。

②監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新をする際には、監査事務所の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況を考慮すること、並びに関与先の誠実性、利益相反関係等を検討すること等を定めております。

③専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

監査実施者の採用、監査実施者の能力及び適正、並びに、監査実施者の評価、報酬及び昇進については、能力と資質を備えた誠実な人材を選考すること、及び監査実施者が能力を高め維持することを正当に評価し、そのために必要となる教育・訓練制度を構築すること等の考慮事項を定めております。

監査実施者の選任については、その職責を果たすのに適切な能力、適正、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保していること等の考慮事項を定めております。

社員の報酬決定に関する事項については、社員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるように定めております。

④業務の実施

i. 監査業務の実施

監査実施者は、客観性及び適切な職業的懐疑心を保持すること、並びに正当な注意を払って自己の職務を遂行すること等を定めております。

補助者は、監査業務の実施に当たってより経験のある他の監査実施者に適宜質問等を行うことによりコミュニケーションを図ること、及び経験のある監査実施者は、経験の浅い補助者が作成する監査調書を適宜査閲すること等を定めております。

ii. 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施し、専門的な見解の問合せの内容、得られた見解及びその対処を文書化することを義務付けております。

iii. 審査

監査業務に係る審査の担当者は、監査責任者として当該監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限が必要であることを定めております。

監査業務に係る審査は、通常、監査責任者等との討議及び財務諸表とその監査報告書の検討(特に監査意見についての十分な検討)により行い、審査の内容及び結論は、監査調書として文書化することを義務付けております。

iv. 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違が生じたときには、監査上の判断の相違を早期に識別し、それを解決するための明確な指針を提供する監査事務所の定める監査上の判断の相違に関する方針及び手続に従ってこれを解決すること等を定めております。

⑤品質管理のシステムの監視

i. 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視

品質管理のシステムの監視の責任者として、当該責任を担うだけの十分かつ適切な経験と権限を有する社員等を選任しなければならないこと等を定めております。

ii. 識別した不備の評価、伝達及び是正

品質管理のシステムの監視の結果、不適切な監査報告書が発行されたおそれがある場合、又は監査業務の実施過程で必要な手続が省略されたおそれがある場合、必要な是正措置を適切に講じなければならないこと等を定めております。

iii. 不服と疑義の申立て

不服と疑義の申立ての調査において、品質管理の方針及び手続の整備及び運用に関する不備が発見された場合、又は一人若しくは複数の者が品質管理のシステムに準拠していないことが発見された場合には、適切な是正措置を講じなければならないこと等を定めております。

II. その実施に関する措置

以上、実施に関する責任者その他の責任の所在の明確化につきましては社員会で決定し、十分かつ適切な経験と権限を持った社員が選任されております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に準拠した当監査法人の品質管理規程を整備しております。

品質管理規程で特に、監査証明業務の審査を適切に遂行すること及び品質管理システムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証を適時に実施すること等を定めており、公認会計士である社員以外の者が監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置としております。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2023年12月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

監査事務所の品質管理のシステムに関する最終的な責任を持つ統括代表社員が、当該措置が適正である旨を確認しております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行った者に限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	一人	6人

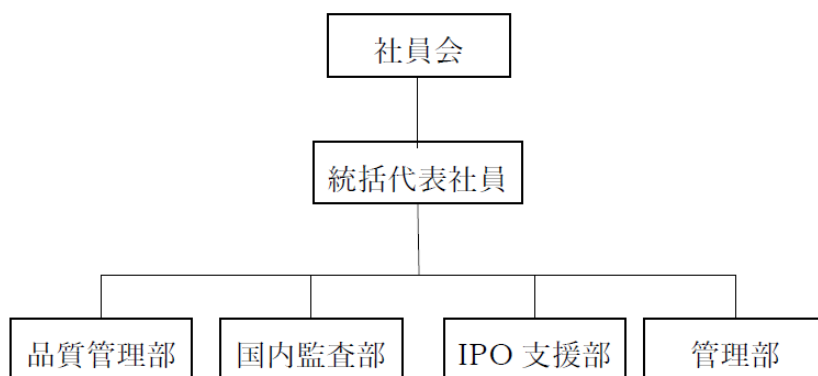
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	合計
社員会	最高意思決定	6人	一人	6人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
あおい監査法人 東京事務所	東京都港区赤坂三丁目11番15号 VORT赤坂見附2F	5人	－人	5人	1人
あおい監査法人 松山事務所	愛媛県松山市宮田町139番地14	1人	－人	1人	0人

四．監査法人の組織の概要



五．財産の概況

1．売上高の総額

(単位：円)

	第19年度 2022年1月1日～ 2022年12月31日	第20年度 2023年1月1日～ 2023年12月31日
売上高		
監査証明業務	58,105,404	119,863,459
非監査証明業務	2,280,000	16,720,000
合計	60,385,404	136,583,459

2. 直近の二会計年度の計算書類

添付の必要はないため省略しております。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付の必要はないため省略しております。

4. 供託金の額

記載の必要はないため省略しております。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

記載の必要はないため省略しております。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

油研工業株式会社

株式会社ピクセラ

以上